

## i-Construction 普及のための標準テキスト取扱い規約

### 第1条（目的）

この取扱い規約（以下、「本規約」といいます。）は、i-Construction 説明者試験用テキストならびに i-Construction 説明認定者用更新講習会に使用する標準テキスト（以下、「標準テキスト」といいます。）の取扱いに関しての必要事項について定め、その適正な運用を図ることを目的としています。

### 第2条（定義）

本規約において標準テキストとは、一般社団法人 日本建設機械施工協会（JCMA）（以下、「JCMA」といいます。）に発足された、i-Construction 施工推進本部 情報化施工委員会 i-Construction 普及WG（以下、「普及WG」といいます。）の下に設置された、標準テキスト編集SWG（以下、「編集SWG」といいます。）によって取り纏められたものを指し、i-Construction 説明者試験（i-Construction 型工事について顧客などに説明ができる技術者を認定するために開催される試験）ならびにその認定者が受講する更新講習会において使用されるものをいいます。

### 第3条（適用範囲）

1. 本規約は、編集SWG委員、普及WG委員、およびJCMA会員に適用されるものとします。これらの者は、標準テキストを利用する際には、本規約のすべての内容に同意したものとみなされます。
2. 普及WGでは、本規約のほか、標準テキストの利用に当たってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定は、本規約の一部を構成するものとします。

### 第4条（標準テキストの主管部署）

1. 標準テキストに関する主管部署は、普及WGの承認を得た後、編集SWGとします。
2. 編集SWGは、標準テキストに記載されている情報の追加、変更、修正、削除等の編集作業が行えるものとします。

### 第5条（標準テキストの保管部署、保管方法）

1. 標準テキストの保管部署は、JCMA本部内に置かれた編集SWG事務局とします。
2. 標準テキストの保管方法は、ID及びパスワードが付与されたJCMAが管理する専用サーバー内に格納して、編集SWG事務局が保管するものとします。
3. IDおよびパスワードについては、普及WG長の承諾の下、編集SWG事務局が開示を希望する編集SWG委員および普及WG委員に限定して周知するものとします。

### 第6条（標準テキストの利用等）

1. 標準テキストの利用に当たっては、おおむね次の手順とします。
  - (1) SWG委員または普及WG委員が、i-Construction 普及講習会を企画実施する際には、標準テキストの使用に関して事前に編集SWG事務局及びWG長に連絡することとします。
  - (2) 使用の連絡を行った後に、IDおよびパスワードを開示された編集SWG委員または普及WG委員が自ら専用サーバー内からダウンロードを行えるものとします。

- (3) 講習参加者への標準テキストの配布については、紙または二次利用出来ない形に加工された電子媒体（例えば、スキャニングにより作成した PDF ファイルにキャプチャーが出来ないように加工したもの等）により行うものとし、いずれの場合においても二次利用を禁止する旨を明記することとします。
2. 標準テキストは、JCMA 会員に限定して利用できるものとし、JCMA が利用を認められた者に対してはこの限りではありません。
3. 標準テキストの印刷費用は、印刷原価程度を講習会受講費用の一部として盛り込み、原則として受講者に請求することとします。

#### 第7条（著作権等の帰属）

1. 標準テキストにおいて掲載されている図、表、ならびに記載されている文章、語句等は JCMA あるいは執筆者の権利に帰属するものとし、
2. 標準テキストを利用する者（普及講習会の受講者、i-Construction 施工説明者認定試験の受講者、普及 WG 委員、JCMA 会員、および第三者）は、権利者の承諾を得ないで、当該テキストにおいて提供されるすべての情報について複製、引用、転載、その他の用途に使用することはできないものとし、

#### 第8条（標準テキストの引用・転載）

標準テキストを利用する者が、利用者個人の私的使用の範囲を超えて、当該テキストを他の資料に引用・転載を希望する場合には、頁全体を掲載し、出展元を必ず明示するものとし、なお、掲載に当たっては、当該頁の執筆者および JCMA の承諾を得るものとし、この場合、「標準テキストの引用・転載等承諾申請書」（別紙－1 参照）を事前に編集 SWG 事務局に提出していただき、その後、普及 WG または編集 SWG にて協議を行い、使用の可否を決定します。なお、標準テキストをそのまま利用する場合には、「標準テキストの原本利用届出書」（別紙－2 参照）を事前に編集 SWG 事務局に提出していただき、その後、普及 WG または編集 SWG にて協議を行い、使用の可否を決定します。

#### 第9条（禁止事項）

標準テキストの取扱いに当たっては、以下に定める禁止行為を遵守するものとし、

- (1) 当該テキストの内容、および著作権等の知的財産権を侵害する行為
- (2) 当該テキストを複製、または電子媒体等に複製し、JCMA 会員以外に貸与、譲渡、および公衆送信する行為
- (3) 普及 WG が事前に承諾しない形で、当該テキストによって得られた情報を商業的に利用する行為
- (4) 当該テキストをダウンロードする開示された ID およびパスワードを、編集 SWG 委員および普及 WG 委員以外の者に貸与または譲渡する行為

#### 第10条（本規約の変更）

編集 SWG は、必要とした場合には、普及 WG の承諾の下にいつでも本規約を変更することができるものとし、なお、本規約の変更後に、当該テキストを取り扱った場合には、その取扱いは変更後の規約に同意したものとみなします。

#### 第11条（改廃）

この規約の改廃は、編集 SWG 事務局が起案し、普及 WG の承諾によるものとし、

附 則

この規約は、令和4年3月7日から実施する。